

消 防 予 第 2 0 号
平成26年1月31日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長

火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）が公布されたこと等に伴い、「〇〇市（町・村）火災予防条例（例）」（昭和36年1月22日付け自消甲予発第73号）の一部を別添のとおり改正することとしました。

今回の改正は、平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準に関する事項

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用することとしたこと。（第18条、第19条、第20条、第21条及び第22条関係）

第2 屋外催しに係る防火管理に関する事項

1 指定催しの指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での

催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定しなければならないこととしたこと。

また、指定した際に通知すること等、手続に関することを定めたこと。

(第42条の2関係)

2 屋外における催しの防火管理

1の指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならないこととしたこと。

また、原則として当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防機関に提出しなければならないこととしたこと。(第42条の3関係)

第3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合は消防機関に届け出なければならないこととしたこと。

(第45条第6号関係)

第4 罰則に関する事項

改正後の火災予防条例(例)第42条の3の規定による火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰則を科することとしたこと。なお、両罰規定に留意すること。(第49条、第50条関係)

第5 その他

この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の火災予防条例(例)第42条の2及び第42条の3の規定は適用しないものとしたこと。(附則関係)

(問い合わせ先)

消防庁予防課予防係

担当：福井、増沢、古賀

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533